

第 3 7 1 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市人事委員会（以下「実施機関」という。）が、第 3に掲げる各決定に対する審査請求（以下これらを「本件各審査請求」という。）の対象となる行政文書を一部公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査会における判断及び答申

本件各審査請求は、いずれも審査請求人が同一であるほか、実施機関の処分の妥当性の判断において検討すべき内容等に類似する点が認められることから、当審査会はこれらを一括して判断し、答申を行うこととする。

第 3 本件各審査請求に至る経過

1 審査請求①について

(1) 令和 2年11月 6日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件公開請求①」という。）を行った。

令和 2年度において人事委員会が行った職員採用試験の一次試験に係る試験問題の全て、および日本人事試験研究センターへの賛助会員規定

(2) 同年11月19日、実施機関は、本件公開請求①に対して、「①令和 2年度名古屋市職員採用試験の教養・専門試験問題集全て、②日本人事試験研究センターの賛助会員規程」を特定し、当該文書のうち①（以下「本件行政文書①」という。）の全部を非公開、②を公開とする一部公開決定（以下「本件処分①」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(3) 同年11月27日、審査請求人は、本件処分①を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

2 審査請求②について

(1) 令和 2年11月 6日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件公開請求②」という。）を行った。

①令和 2年度実施名古屋市職員採用試験（職務経験者の電気） 2次試験の結果の簡易開示で用いられた一覧表（氏名、受験番号等、個人識別

ができる情報をのぞく)

②職務経験者の電気 2次試験（面接）の評価基準がわかるもの

(2) 同年11月19日、実施機関は、本件公開請求②に対して、「①令和 2年度名古屋市職員職務経験者採用試験電気区分の第 2次試験採点結果（成績開示用）、②個別面接評定票」を特定し、当該文書のうち①を公開、②（以下「本件行政文書②」という。）の全部を非公開とする一部公開決定（以下「本件処分②」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(3) 同年11月27日、審査請求人は、本件処分②を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 4 実施機関の主張

1 決定通知書によると、実施機関は、本件行政文書①及び②（以下「本件各行政文書」という。）を公開しない理由として、次のとおり主張している。

(1) 本件行政文書①は、外部の団体から非公表を条件に提供を受けているものであり、情報を公にすることは、この団体に不利益を与えることとなる。また、公表した場合、今後の提供を受けられなくなり、採用試験事務の遂行に著しい支障が生じる。以上のことから、本件行政文書①は、条例第 7 条第 1 項第 2 号及び第 5 号に該当するため、非公開とする。

(2) 本件行政文書②は、名古屋市（以下「本市」という。）の職員採用試験の採点に関わる事項であり、公開することにより、公正な試験の実施に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当するため、非公開とする。

2 上記 1 に加え、実施機関は、弁明書においておおむね次のとおり主張している。

(1) 本件処分①について

ア 本市以外に46道府県、18政令市が公益財団法人日本人事試験研究センター（以下「センター」という。）の賛助会員となっており、試験問題については、これを利用する賛助会員により事前確認が行われている。

イ センターは、試験問題の提供に際し、「2020年度の試験問題の提供について」中で秘密保持について言及し、「提供を受けた試験問題等は、試験の実施までその秘密保持に万全の注意を払うとともに、試験の実施後においても公表しないものとする。」としている。これは、センターが年80回程度も試験問題を提供していることから、センターが試験問題

を作成するにあたり、一部の試験問題については過去に提供した試験問題を改善し、作成しているため、公開されてしまうと事業を営むにあたり明らかに不利益を被ることとなるためである。

ウ また、多くの自治体においても、本市と同様にセンターから試験問題の提供を受けており、これを公開することは、他の地方公共団体における採用試験の適正な遂行に支障を及ぼすこととなる。

エ さらに、センターは、賛助会員規程で賛助会員の除名について言及し、「故意に、本センターの事業を妨げ又は名誉を傷つける行為をしたとき。」としていることから、試験問題を公開した場合、除名され、試験問題の提供を受けられなくなる。

この場合、継続的に良質な試験問題を本市が独自に作成する必要があるが生じるが、現在、専門的知識や経験に裏打ちされたノウハウを持つ職員はおらず、試験問題を作成する体制の構築には相当の年月を要するため、当面採用試験が実施できなくなる。

オ また、本市において試験問題を作成するにあたっての人的・経費的負担を総合的に考慮すると、センターから試験問題の提供を受けずに採用試験を行うことは、非効率かつ現実的でない。

カ 試験問題は、本市の採用試験において利用することを前提に提供されており、試験問題を受験生が見ることは当然のことであり、守秘義務に違反するものではない。

他方、試験実施後の公開請求に対しては、公開すると、守秘義務に違反するため、非公開と決定したものである。

(2) 本件処分②について

ア 本件行政文書②には、本市が即戦力となる職員を採用するために定める評価項目等が記載されているため、これを公開することは、毎年大きく見直すものでもないことから、事前に試験問題を公開することに等しく、受験者が評価項目等に基づき、事実と異なる自分を演じる等、容易に得点をあげることが可能となる。

その結果、受験者の能力や資質、適性等の把握を正確に行うことが困難となり、ひいては今後も引き続き実施する採用試験の適正な遂行に支障を及ぼす。

イ 本市においては、人物重視の採点を行っており、職務経験者採用試験

においては、合計3000点のうち、個別面接の配点が2280点と大半を占めている。多くの受験者を短時間で面接する必要があることから、受験者1人に対して割ける時間は限られており、その真偽を追求するだけの面接時間がないため、公開することの支障は大変大きなものとなる。

第 5 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分①及び②について、全部開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求①について

ア 名古屋市職員採用試験において、その問題が公開されないため、第三者のチェックが働かず、結果として問題が適正であったか、その試験が公正であったか否かの検証がなされていない。

もし、ミスがあった場合、その問題の解答に対して配慮がなされるべきであり、それが無い現状においては、憲法第14条が保障する法の下での平等を侵害する行為に他ならないし、資格を有する全ての国民に対し平等の条件で公開されなければならないとしている地方公務員法（昭和25年法律第 261号）第18条の 2の精神にも反する。

イ 非公開の理由として、「外部団体から非公表を条件に提供を受けているものであり、情報を公開することはこの団体に不利益を与える」としている。しかしながら、名古屋市は、様々な業務の中で、私企業から文書を受け取り、その文書は基本的に行政文書として情報公開の対象となるが、その中には企業が持つノウハウが含まれていることもあり、情報公開にあっては、その部分においては非公開とされるのが通常である。

ウ また、非公表の情報を第三者に見せる場合、社会通念上、公開する相手に守秘義務契約を結ぶのが常である。

ところが、受験者であれば、試験問題の内容に目を通すものであるし、受験者に対し、名古屋市はその試験問題を口外してはならないという守秘義務契約を結んでいない。

受験生が守秘義務契約を結んでいないから、口外して、公務員試験の過去問題集が市販されるのではないか。しかし、その復元の精度に疑問は残る。これは、結局のところ、行政として不確かな情報を市民に流していることに帰結し、行政の情報発信の正確性についての問題が生じる。

エ 試験問題冊子の表紙と本文とのフォントの違い等から、センターから提供を受けた問題の中から、実施機関が取捨選択し、試験問題を作成しているのではないかと推察できる。

そうであるならば、ここで守られるべきノウハウは、使われなかった問題であり、残りは受験生全てが目を通しているものであるから、もはやノウハウとして保護されるべきものではなく、公開されて、その問題に問題がなかったか否かを第三者による外部監査を受けることが憲法の精神と地方公務員法の理念に沿うものである。

オ センターのホームページによると、全国の地方自治体の89.6%が当該センターの試験を採用していると記載があるが、残りの10.4%は採用していないことになる。公務員の任用にあたっては、試験を課すことが法律で定められているのであるから、何らかの方法で問題を作成していることになる。そうであるならば、問題の提供ができなくなっても、何らかの方法で採用試験は続けることができると考えられる。

カ また、他の団体から試験の提供を受けることについて、本来ならば競争入札やプロポーザル方式による契約等による提供の検討が行われるべきところ、そうした手続きや検討がこれまでされることなく税金が使われていたということになり、行政の怠慢であると言わざるを得ず、このような理由による非公開は至極失当である。

(2) 審査請求②について

ア 受験者が試験について疑義が生じている場合、それは過去について、公正な試験が行われたか否かの審査がなされなければならない。憲法第21条の表現の自由を保障するためには、行政の情報を公開する知る権利に導かれ、行政は情報を発信し、真の状態を文書で示さなければならない。

イ 今回公開を求めた職務経験者採用試験は、一般的な公務員試験は年齢制限があるのに対し、幅広い年齢を対象にしているが、実のところ、本件行政文書②に年齢制限の記載があるのではないか。もしあるのであれば、これは公正な試験とは言えない。

情報公開という形で文書を公開することが、公正な試験を実施しましたという証拠になるのである。

ウ 行政は、情報公開という基本的には全部を公開する義務を法律ないし

条例で負っている。それは、憲法が保障する表現の自由を達成するために求められる知る権利に由来する条例の精神である。

第 6 審査会の判断

1 争点

以下の 2 点が争点となっている。

(1) 本件各行政文書が条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当するか否か。

(2) 本件行政文書①が条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当するか否か。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件各行政文書について

(1) 本市職員採用試験について

本市では、教職員等の一部の職種を除き、実施機関が本市職員の採用試験事務を行っている。本件公開請求①及び②の対象となっているのは、毎年定例的に実施されている本市職員採用試験のうち、令和 2 年度の職員採用試験（以下「本件試験」という。）に係るものである。

本市職員採用試験は、年齢要件等の受験資格により試験の種類が分かれており、さらに、行政一般、電気、学校事務、保育等の試験区分に分かれている。本件試験においては、これらの試験の種類及び試験区分の相違によって、延べ20区分以上の試験を実施した。

試験の内容は、1次試験として教養試験（筆記試験）に加え、一部区分において専門試験（筆記試験）、2次試験以降に論文試験、口述試験（面接試験）、実技試験等が試験区分に応じて行われている。

(2) センターについて

全国の地方公共団体等に対して、採用試験問題の作成・提供、試験技法の開発・普及、採用試験の動向調査等を行っている機関である。

センターは、その賛助会員に対して、採用試験問題作成の研究成果となる採用試験問題を提供する一方、賛助会員は、センターから提供された試

験問題を基に、実情に合わせて試験問題の選定、編集を行い、採用試験を実施している。

本市においても、当該センターの賛助会員となり、職員採用試験の実施にあたり、筆記試験に係る問題の提供を受け、それらを基にして問題を選定、編集し、採用試験を実施している。

(3) 本件行政文書①について

本件行政文書①は、本件試験の全試験区分の筆記試験問題である。実施機関は、本件試験においては、全ての筆記試験問題について、上記(2)のとおり、センターから試験問題の提供を受け、試験問題を作成している。

(4) 本件行政文書②について

本件行政文書②は、本件試験のうち職務経験者採用試験の電気区分の面接試験において、実施機関が作成した評定票の様式である。

本件行政文書②には、面接日、面接担当者氏名、試験区分、受験番号、受験者氏名の欄及び評定に係る項目が記載されている。

4 本件各行政文書の条例第 7条第 1項第 5号該当性について

(1) 本号は、本市又は他の地方公共団体等が行う事務事業の性質、内容に着目し、公正又は適正な行政運営を確保する観点から、非公開情報を定めたものであり、情報を公にすることによる利益と比較衡量し、なお当該事務事業の遂行に支障が生ずる場合は、当該情報を非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件各行政文書は、上記 3(3) 及び(4) のとおり、実施機関が実施した採用試験に係るものであり、本市が行う事務事業に関する情報であることは明らかである。

(3) 次に、本件各行政文書を公開すると、本件試験の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるか否かについて判断する。

ア 本件行政文書①について

(ア) 本件行政文書①は、上記 3(2) 及び(3) のとおり、実施機関が、センターから提供を受けた試験問題を基に作成した、本件試験の筆記試験問題である。

(イ) センターは、上記第 4の 2(1) イのとおり、実施機関に対して試験問題を提供するにあたり、「試験問題等は、試験の実施後においても公表しないこととする」よう通知している。

(ウ) さらに、上記第 4 の 2(1) エのとおり、センターの賛助会員規程では、「故意にセンターの事業を妨げ又は名誉を傷つける行為をしたときは除名となる」旨規定されており、実施機関が試験問題を公開した場合、センターの賛助会員から除名され、試験問題の提供を受けられなくなるおそれがあると認められる。

(エ) センターから試験問題の提供を受けられなくなった場合、上記第 4 の 2(1) エ及びオで実施機関が主張するとおり、本市職員採用試験が実施できなくなるおそれや、実施しようとした場合に相当の人的負担及び費用負担が生じるおそれがあることは否定できない。

(オ) したがって、本件行政文書①を公にすると、本市職員採用試験の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

イ 本件行政文書②について

(ア) 本件行政文書②は、上記 3(4) のとおり、毎年実施される本市職員採用試験のうち、本件試験に係る面接試験の評定票である。

(イ) 本件行政文書②を公にすると、上記第 4 の 2(2) アのとおり、本市職員採用試験の受験者の適性等の把握を正確に行うことが困難となり、ひいては今後も引き続き実施する採用試験の適正な遂行に支障を及ぼすとの実施機関の主張は、不合理とまでは言えない。

(ウ) したがって、本件行政文書②を公にすると、本市職員採用試験の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

(4) 以上のことから、本件各行政文書は、条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当すると認められる。

5 本件行政文書①の条例第 7 条第 1 項第 2 号該当性について

実施機関は、本件行政文書①が条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当すると主張しているが、本件行政文書①については、上記 4 のとおり、条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当し、非公開とすることが妥当であると認められることから、重ねて判断しない。

6 審査請求人は、その他種々主張しているが、本件処分の妥当性については、上記 4 において述べたとおりであることから、当審査会の結論に影響を及ぼ

すものではない。

7 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 7 審査会の処理経過

| 年 月 日 | 内 容 |
|------------------------------|--|
| 令和 2年12月18日 | 本件各審査請求に係る諮問書の受理 |
| 令和 3年 2月18日 | 本件各審査請求に係る弁明書の写しの受理 |
| 同日 | 審査請求人に、本件各審査請求に係る弁明書に対する反論があるときは反論意見書を提出するよう通知 |
| 令和 4年 8月 5日 (第36回第 3小委員会) | 調査審議 |
| 10月 7日 (第38回第 3小委員会) | 調査審議 |
| 11月25日 | 答申 |

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小林直三、委員 清水綾子、委員 庄村勇人